

発議案第13号

沖縄の米軍辺野古基地建設工事中の中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月17日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進	⑩
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠	⑩
	同	堀 口 明 子	⑩
	同	三 田 登	⑩

提案理由

国に対し、地方自治を尊重して沖縄との真摯な協議を行うとともに、米軍辺野古基地建設工事をただちに中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

沖縄の米軍辺野古基地建設工事の中止を求める意見書

沖縄の米軍辺野古基地建設をめぐり、政府と沖縄県の間で発生している事態は、「国家とは別の人格を持ち、中央政府と対等の立場」にある地方自治体として、一地方の出来事と見過ごすことのできない重大な問題がある。昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙を通じて「辺野古への新基地建設ノー」という、沖縄県民の強い意志が示されていることは、誰の目にも明らかである。しかるに、日本政府は沖縄県民に対する説明責任を果たすことなく、抗議する人々を押しつけながら、海底調査を強行する姿は異常である。

政府の行為には地方自治を尊重する姿勢が見られず、国民や自治体関係者からは「民意を踏まえた真摯な話し合い」を望む声が出ているのは当然である。

民主主義国家として憲法遵守義務を負う日本政府が、アメリカの基地を建設するために、沖縄県民を「粛々と」強権で押しえつける姿を多くの国民は感じとっており、時間の経過とともに辺野古基地建設に反対する世論は確実に高まっている。

翁長沖縄県知事は、「自ら基地を提供したことは一度もない」「銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収によってつくられた」のに「普天間基地が古くて危険だから替わりの基地を提供しろ」では「道理が通らない」と訴えている。日本の政府なら、この思いを真摯に受け止めた対応が必要である。

よって、本市議会は国に対し、地方自治を尊重して沖縄との真摯な協議を行うとともに、米軍辺野古基地建設工事をただちに中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
防衛大臣様